# 東海村議会報告

2016年３月議会　３月１日から24日

第13号　発行　2016年５月18日

東海村議会議員　日本共産党　大名美恵子
【自宅】〒319-1112　東海村村松2401-2　電話/Fax 029(284)0761
E-mail toukai@oona-mieko.info

◇戦争法は廃止に
◇老朽化の東海第二原発は廃炉に
◇国会決議違反のTPPは批准しない

【所属】
・文教厚生委員会副委員長
・原子力問題調査特別委員会
・公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団監事

## 村民を戦争に絶対巻き込まない 原発に頼らない村づくりをすすめましょう

熊本地震で被災されたみなさまに、心からお見舞いを申し上げます。

村議会は、2月から構成が新しくなり、議決に大きく関わる会派の状況は、最大会派が11名、他の3会派がいずれも2名、会派に属さない議員が、私を含め3名です。

議会制民主主義は、「全員参加の意思決定」を軸に、「少数の意見がどれだけ尊重されるか」が要です。少数意見の尊重を求めるとともに、村民が主役の村政に力をつくします。

3月議会のとりくみの一端をご報告します。報告書の名称を変えました。ご了承ください。

## 適合性審査を急がせる意見書可決に、各地から怒りの声が

### 東海第二原発は廃炉以外にない

福島原発事故から5年余。未だに事故の解明はされていません。原発の新規制基準は、政府がこの事故の反省からこれまでの方針を一転させ、「事故は起こり得る。放射性物質の放出はあり得る」ことを前提につくられました。

今、規制委員会は全国の原発が新基準に適合しているか、加圧水型原子炉を優先させて審査（安全審査）しています。しかし「新基準に適合する」と判断されたとしても、「事故は起きない、安全だ」と保障される訳ではありません。

事実、審査に合格し再稼働した高浜原発4号機は、直後に原因不明の汚染水漏れ事故を起こし、運転を停止中です。また大津地裁は「福島原発事故の原因が解明されていない中で、地震・津波への対策や避難計画に疑問が残る」「安全性に関する関電の証明は不十分」と、運転中の高浜3号機も含めて運転差止めの仮処分決定を出しました。

東海第二原発の原子炉は、福島第一同様の沸騰水型軽水炉で、2018年11月末には運転開始から40年になる老朽原発です。

3月議会最終日、会派「新政とうかい」の大内則夫議員、越智辰也議員、吉田充宏議員が突然、「東海第二発電所の安全審査を早急に行うことを国に求める意見書」提出を提案しました。

理由は、「大震災から5年、安全審査の遅れから第二原発に関わる多くの業種で経営的に厳しい。本村は国の原子力政策を下支えし、原子力と共存共栄してきた村。今後の第二原発と本村の方向性を見出す議論を進展させるため、安全審査を早急に進めるべき」というものです。

大名、阿部、清宮、恵利の各議員が、意見書案説明者に、主に「村内経済の活性化及び村の今後の方向性は、原発稼働を前提にしないこと」との観点から、質疑を短時間行い、強引な議事運営にも抗議しました。しかし、直ちに採決に付され、多くの傍聴者の怒りの中で強引に「可決」とされました。採決結果は、私を含め反対5、賛成12、退席2でした。

### 意見書提出に反対する私の討論（要約）

**第1に、意見書案のタイトルおよび内容が、この3月議会に東海村商工会から提出された請願とほぼ同様で、議長から付託を受け審査をしてきた原特委員による提案である。**意見書案の提出者は、原特委での議論では、「請願審査を十分行う必要性はない」と述べ審査打ち切りを求めた。その上で、原特委の結論を待たずに、同趣旨の意見書を確実にあげることができる手法をとった。

**第2に、新基準に基づく適合性審査に合格することがプラントの確実な安全確認になる訳ではない。**高浜原発4号機が、審査合格後の再稼働準備中に原因不明の放射性物質を含む水漏れ事故を起こし運転停止になった。川内原発の審査合格後に九州電力は、「免震重要棟」建設を強引に撤回するなど傲慢な姿勢が顕著。意見書案の「規制委員会が審査を遅らせているから急がせる」という思想も規制委員会と適合性審査への軽視と傲慢さの表れ。

**第3に、東海第二原発の今後を議論し、村内の地域経済を活性化させたいとする考え方、つまり再稼働に頼るまちづくりでは、本村が求める持続可能なまちづくりにはなりえない。**「絶対安全」とは絶対言い切れない原発を動かすことは、過酷事故が想定され、使用済み核燃料の増大など、行き場のない放射性廃棄物を増やすだけ。福島原発事故から何も学ばないまま同じことが繰り返されることになる。

本村の地域経済の発展、および村の財源確保とまちづくりは、東海第二原発を中心とする原子力に依存する方向性をキッパリ改め、村も議会も商工業者も力を合わせて、原発に依存しない「村づくり」「商工業の振興」に直ちに踏み切る時である。

## 県内4番目に多い待機児解消には、村立保育所の新設を

本村の待機児童の数は、2015年10月1日時点で31人。1年前の同月比で13人増加し、つくば市、水戸市、取手市に次いで県内4番目に多い数です。

**村長**は、待機児解消策として安倍政権が推進する2歳児までの「小規模保育事業」を支援する考えです。「小規模保育」の全国の例では、3歳児からの行き場がないという問題が深刻化しています。さらに、無資格者も保育をするという問題があります。

待機児の抜本的解消で重要なのは、0歳から就学前まで安心して預けられ、働くことができるよう、専門家集団による認可保育所の新設と考えます。

4月から民間のこども園が2園開園した今、本村では村立保育所の新設が求められます。村長は「子育て支援の基本は女性が輝く社会」と述べています。この点からも、私は公立保育所の新設を求めました。

**村長**は「公的な役割については、『村立保育所・幼稚園のあり方、方向性の見直し』検討の中で、民間の他の社会福祉法人事業者の考えをよく伺い、十分検討したい」と述べました。

しかし、施設の統廃合や大規模化は、子どもと職員の負担が増大し、問題です。私は、「適正な定数規模が重要である」ことを強調して、検討を求めました。

**4月1日現在の本村の入所待ち・待機児童数**

| | 申込者数 | 入所待ち | 待機児童数 |
|---|---|---|---|
| 0歳児 | 33人 | 9人 | 2人 |
| 1歳児 | 82人 | 34人 | 1人 |
| 2歳児 | 54人 | 17人 | 3人 |
| 3歳児 | 43人 | 15人 | 1人 |
| 4歳児 | 20人 | 8人 | 0人 |
| 5歳児 | 4人 | 1人 | 0人 |

**村の待機児童の考え方**
○保育の必要性が認定され、入所の申し込みをしたが、利用できないでいる場合

# 本村産の米粉・米粉パンなどの普及に力を入れて

ＪＡ常陸の学校給食部会が進める米粉の販売を目指した新たな取り組みについて、支援をする村の農業政策と学校教育の立場での考え方を質しました。

**建設農政部長**は「ＪＡ常陸との協力連携が不可欠。これまでも役割を分担し農業振興を図ってきた。今後は3月22日締結したＪＡ常陸との政策協定により、連携を密にしながら効果的な事業転換を図っていきたい。

担い手確保・育成の観点で、村として新たにＪＡ生産部会育成事業をスタートさせる。その中で学校給食部会が米粉専用製粉機を導入する計画について支援を行い、米粉の普及拡大につながることを期待する。

消費や販路の拡大の点では、ＪＡ、村、消費者、担い手などをメンバーに、仮称「地産地消推進検討委員会」を設置し、地産地消の定着と産業化などを検討していく」と、述べました。

**教育次長**は、「現在、学校給食の主食は米飯が週3回、残る2回がパンや麺。26年度はパンが53回で、そのうち米粉パンは5回。ほかにシチューやクラムチャウダーなど米粉を食材として使った献立を8回実施した。

学校給食には数量、質ともに安定的に納入できる体制が必要。現在、米飯・パン・麺といった主食は、茨城県学校給食会と契約し、ここでの委託契約の業者から納入されている。

東海村産米粉の学校給食での活用については、価格や安定した供給などさまざまな課題が解決されれば提供していきたい。

また、米粉パンの生産体制も必要となるが米粉を東海村産のものにするなど、できることから東海村産米粉の活用を進めたい」と、述べました。

本村産の米粉の活用、米粉パン等の活用が大きく前進することを期待します。

## 2016年度 新規事業　ＪＡ生産部会育成事業

（2016 ～ 18 年度）　1/2 補助　**村予算額 645 万円**

**事業の目的・ねらい**　村内の主要産品である米、甘藷、人参、果実（メロン及びぶどう、梨）の生産農家及び女性部会、学校給食部会を含む７部会の活動を支援することで、生産技術を高めて安定的な生産に資するとともに、定年帰農者を含む担い手の確保・育成及び販売力の強化、地域ブランド化を目指した産地づくりにとりくみ地域農業の振興を図ります。

**（設備整備として、米粉製粉機購入も該当します）**

活動指標　**部会会員数　2015 年度：556 人　⇒　2018 年度：608 人**

## 献立をご紹介します！

4月12日（火）の学校給食
米飯　牛乳　ますの塩焼き
ごま和え　実だくさん汁

4月28日（木）の学校給食
コッペパン　牛乳
あじフリッター
ペンネソテー
ミネストローネ
チョコクリーム

# 安保法制＝戦争法　村への協力要請には、きっぱり断りを

3月29日施行の戦争法には、地方自治体への協力要請事項があります。私は村長に「村民を守るため協力要請はきっぱり断るよう」求めました。

**村長**は「一般的な協力義務が生じると理解しているが、例えば公共施設の使用の許可を行う義務が生じるというものではなく、強制ではないと理解する。あくまでも適切な権限の行使に努めたい。また地方公共団体の責務で、住民の生命、財産等を守るため国等と協力して必要な措置を実施するとあるが、住民の生命・財産を守ることはもともと地方自治体の使命」と、述べました。

戦争に村民を駆り出さない対応が重要です。

**◇重要影響事態安全確保法第９条第１項**
（国以外の者による協力等）
第九条　関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

**◇事態対処法第５条**　（地方公共団体の責務）
第五条　地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

# ２０１６（平成28）年度予算を審査

新年度予算の審査では、私は、一般会計予算委員会に所属しました。審査の結果、評価できるものもありましたが、特に公的役割を大幅に後退させるものが目立ったため「反対」を表明しました。主な理由を示します。

**■公務におけるコスト意識が強い包括予算制度に基いている。**
◇各部予算総額の上限を自ら定めて編成される方式では、村民の生活支援を最優先させる予算編成は困難である。

**■前年度予算との比較で、行財政「改革」が大幅に推進された。**
◇白方小と百塚保育所の給食調理が民間企業に業務委託された。東海村の誇りであった給食の公設公営、自校方式にヒビをいれた。
◇学童保育の運営業務が、6学童中5学童で民間企業に委託された。
◇学童保育料設定を、委託企業を優先し全学年一律５０００円にした。
◇幼稚園保育料の基準を定め、引き上げをはかった。

**■介護保険利用料と食事費への助成制度および、後期医療サポート事業を廃止した。**

**■常陸那珂港港湾整備は、港湾法第42条1項に基づく工事費負担とし、本村分の負担支出はやめるべき。**

**■東海村商工会からの要請に応えて、商工会に職員を派遣した。**
◇街づくり推進の立場で派遣するとのこと。本来商工会とは街づくりで協力しあえる関係だが、現在、その方向性が一致しているとは考え難い。役場にいて村の立場で推進を図った方が、仕事がしやすいのではないか。

**■議員のアイダホ訪問に係る海外旅費は、自費負担とすべき。**
◇現在の訪問内容、報告の状況ならば公費負担の必要はない。

**■待機児童の解消策として、安倍政権が進める小規模保育事業の支援では、解決しない。**

# 住民請願は2件でした

**1. 東海第二発電所の安全審査を早急に行うことを国に求める請願**

請願者　　東海村商工会
紹介議員　飛田静幸議員
　　　　　河野健一議員
　　　　　笹島士郎議員

※原子力問題調査特別委員会が審査し、3月22日の委員会で、可否同数のため委員長採決により採択。

しかし本会議報告には間に合わず、6月議会に報告されます。

**2. ＴＰＰ協定を国会で批准しないことを求める請願**

請願者　　県北農民センター
紹介議員　大名美恵子

※建設農政委員会が調査し、3月30日、「国会決議違反のＴＰＰ大筋合意は、批准すべきでない」と、大名が説明。5月24日には、農水省関東農政局の役人の説明を聞くとのことです。

国会会期末は6月1日です。住民の立場での審査が急がれます。

# 東海発電所解体　放射性廃棄物Ｌ３の素掘り埋設計画は中止に

1月26日のＮＨＫテレビは、東海発電所解体の放射性廃棄物Ｌ３の地下素掘り埋設計画に関して放送しました。

その中で山田村長が「他に選択肢がない中では解体作業をストップさせることも避けなければならない。Ｌ３であるならばやむなしと感じている」と発言している姿が映し出されました。番組を見た多くの村内外の住民から「村長、何言っているの」と疑問と怒りの声が寄せられました。

## 議会に審議依頼中。発言は撤回すべき

村長は、本計画について議会に審議依頼しています。安全協定に基けば、村が現段階で重視すべきは、素掘り埋設が安全なのか、周辺環境に与える影響にはどんなことがあるのか調査、情報収集などすることです。

住民の関心も同じで、むしろ、「放射性を帯びたものを素掘りの地中に埋設するのは絶対やめて」と、切実です。

原電の説明以外何の調査もしない中で、「やむなし」発言を繰り返すのは不適切です。撤回し、今後はやめるべきです。

**村長**は、「最終的には、村議会、規制庁、県の判断を総合的に判断して決めていくべきものだと思っているので、ご理解いただきたい」と、述べました。